

制度の基本的部分は失業保険の性格をもっている。保護される人びとの範囲、資格条件とされる雇用期間、および提供される扶助の支給額と期間が定められており、これらの点からも、この制度が社会保険の側面をもつことは明白である。所得調査を条件とする要素が保険原則と異なり、また、これはユーゴスラヴィアがILO条約第102号の批准を宣言できない唯一の点である。

論述は、失業者に対する保護が、何故社会保険制度に含まれるべきかということを示している。社会保障法典は、保護される人びとの範囲とかれらの権利、資格取得条件、拠出額、および給付額と支給期間を規定すべきである。社会保障給付の資格を取得できない人びとの保護は、社会扶助法典で提供されるべきで、社会扶助法典は所定の社会保障給付を受給し尽した人びとや、(たとえば新規卒業生のように)受給権をまだ取得できない人びとに適用される。この扶助給付は、ある最低生活を保障すべきである。社会扶助は一般より高い失業保険拠出か、あるいは政府予算から

財源を調達することができる。

企業が合理化の手段を採用することによって生じた失業は、特殊な事例として処理されるであろう。そのような企業は、過去の賃金と関連させた年間所得を保証するか、もしくは、新しい失業で生じた収入の低下に補償を提供する義務を負うべきである。社会がこれらの労働者に生計を保証する限界について、また、合理化、オートメーション、あるいは機械化の場合に、何が企業の責任となるべきであるかについて、ある研究が実施されなければならない。しかし、失業保険には、ある妥当な論議もみうけられる。すなわち、失業者のために社会保障に提供された資金は、投資に提供され得るし、その結果、最終的には、より多くの雇用機会を提供するかも知れないということである。

Neke dilema u osiguranju od nezaposljenosti. *Socijalna politika*, No. 4, 1969, pp. 16-18; No. 65, '71.

(以上5編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)

(平石長久 社会保険研究所)

社会保障こぼれ話

フィンランドの障害児手当

1970年1月より、フィンランドには、長期疾患や身体障害の児童を対象として、特殊な手当が支給されることになった。この手当は国民年金法による制度の補足的給付として、3～16歳の児童に支給されることになっている。手当の支給額は月額94マルカの定額で、この手当の財源は国民年金公社が70%、政府が30%をそれぞれ負担することになっている。この手当は5,000人以上の障害児と慢性疾患の児童に支給され、制度の発足時に、給付支出は年間550～610万マルカと予想されていた。

(平石長久 社会保障研究所)